

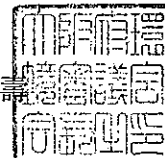


答申第2号
平成7年9月26日

大阪府知事 山田 勇 殿

大阪府環境審議会

会長 矢吹 萬



環境基本条例に基づく環境総合計画について（答申）

平成7年2月1日付け環境第437号で諮問のあった標記について、別添のとおり答申
します。

環境基本条例に基づく環境総合計画について

(答 申)

平成 7 年 9 月

大阪府環境審議会

目 次

はじめに	1
1. 計画の枠組み	2
① 環境基本条例との関係	
② 「NEW STEP 21」との関係	
③ 計画の視点	
④ 計画の期間	
2. 長期的な目標	4
① 基本となる視点	
② 検討すべき視点	
③ 分野別の目標	
3. 施策の展開	6
① 基本となる視点	
② 施策展開の視点	
(1) 生活環境	6
① 自動車公害	
② 廃棄物・リサイクル	
③ 大気環境	
④ 水環境	
⑤ 地盤環境	
⑥ 騒音・振動	
⑦ 化学物質等	
⑧ 電波障害等	
(2) 自然環境	9
① 自然環境の保全・創出	
② ビオトープ	
③ 水辺環境の形成	
(3) 都市環境	10
① 安全なまちづくり	
② 都市空間の整備	
③ 水辺環境の整備	
④ 市街地の緑化	
⑤ 美しい景観の形成	
⑥ 文化財の保全	
(4) 地球環境	12
① 地球環境問題への取組	
② 国際環境協力の推進	
4. 計画の効果的な推進	13
① 基本となる視点	
② 環境影響評価制度の検討	
③ 環境教育・学習の推進	
④ 環境に関する情報	
⑤ 監視・調査・研究	
⑥ 府民の主体的な参加	
⑦ 新たな施策手法の活用	
⑧ 社会的合意	
⑨ 指標の設定	
⑩ 各種施策の連携等	
⑪ 計画の進行管理・見直し	
附 帯 意 見	17
参 考 資 料	18

はじめに

大阪府の環境総合計画は、大阪府環境基本条例（平成6年4月施行）に基づき、平成3年9月に策定した「大阪府新環境総合計画（NEW STEP 21）」を見直し、策定されるものである。

「NEW STEP 21」の策定後、平成4年6月には、ブラジルの地球サミットにおいて、リオ宣言やアジェンダ21などが採択され、人類の持続可能な発展に向けた取組が開始されるとともに、我が国においても、平成5年11月に環境基本法が施行され、これに基づき環境基本計画が策定されるなど、環境保全に向けた新たな取組が進められている。

一方、大阪府域の環境をめぐる状況については、自動車排出ガスによる大気汚染、生活排水による河川等の水質汚濁、廃棄物問題等、いわゆる都市・生活型公害の克服が重要な課題であり、また、豊かで潤いのある緑や水辺に代表される快適空間や文化性に富んだ美しい景観の創造など、より質の高い環境の実現が求められている。さらに、地球の温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模の環境問題に対しても、取組が急がれている。

このような環境問題に対応するためには、従来の規制的手法にとどまらず、新たな誘導的手法や環境教育等を適切に組み合わせ、総合的・計画的に施策を展開することが必要である。

さらに、本年1月の阪神・淡路大震災は、環境と防災に配慮したまちづくりの必要性を強く認識させ、また、7月の西淀川公害訴訟や国道43号公害訴訟の判決は、車社会に対する我々への課題を示したものであった。

このような状況を踏まえ、本審議会は、環境総合計画の策定に当たっての基本的な事項である長期的な目標についての考え方や施策の展開についての考え方などに関して、審議した。

1. 計画の枠組み

① 環境基本条例との関係

- 環境総合計画は、環境基本条例に基づき策定するものであり、同条例の基本理念である「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」を目指し、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画である。
- 環境総合計画には、同条例に定める内容（第7条の施策の基本方針など）について、豊かな環境の保全と創造に関する長期的な目標、具体的な施策とその効果的な推進方策が示されていることが必要である。

② 「NEW STEP 21」との関係

- 「NEW STEP 21」は、「大阪府新総合計画」（平成3年9月策定）を推進するに当たっての環境面の基本計画であり、21世紀における大阪の望ましい環境のあり方を示し、府域における公共的諸活動及び民間の諸活動において、よりよい環境をつくるための指針となるものである。
- 環境総合計画は、「NEW STEP 21」策定後の環境をめぐる諸状況の変化も踏まえ、これを環境基本条例に基づき見直す計画である。

③ 計画の視点

- 環境問題の原点は人の生命と健康を守ることであるとの認識とともに、かけがえのない地球を将来の世代に引き継ぐため、自然と人間との共生をめざし、環境に優先的に配慮するという認識が必要である。
- 豊かな環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、部局を越えた相互の連携が必要である。
- 長期的な目標やその実現に向けた方策等については、府域の産業活動、物流等の都市機能、関西国際空港やベイエリア開発など将来動向との関りを踏まえる必要がある。

○ 地球や自然に「やさしい」という考え方については、人間中心の考え方ではなく、「人間は自然の一員である」という認識に立つことが必要である。

また、環境に「やさしい」という表現についても、環境への負荷を低減するという認識に立つことが必要である。

○ 身近な地域環境を守ることが、地球環境の保全につながるという認識に立つことが必要である。

○ 環境と防災の対策については、緑地や公園の整備など、相互に有用である面が多いという考え方が必要である。

④ 計画の期間

○ 計画の目標年度は、「NEW STEP 21」との継続性や「大阪府新総合計画」との整合を踏まえ、「NEW STEP 21」と同様、21世紀の第1四半期（2025年）を見通しつつ、2001年度（平成13年度）までとすることが適当である。

2. 長期的な目標

① 基本となる視点

○ 「NEW STEP 21」においては、人間と自然が共生するという視点に立った人と地球にやさしい「環境都市・大阪」を「アーバンエコトピア」と名づけ、その実現を目指すという抽象的な目標を設定している。

環境総合計画の長期的な目標を設定するに際しては、環境基本条例の趣旨にてらし、豊かな環境のもとでの持続的な発展という考え方を基本としつつ、「NEW STEP 21」に掲げられている望ましい環境のあり方をより具体的に描くとともに、望ましい環境下での経済活動や日常生活に関しても、分かりやすく示すことが必要である。

○ 長期的な目標の実現への道筋を明らかにするとともに、施策展開を容易にするため、環境の分野や要素ごとに、可能な限り定量化した具体的な目標を示すことが必要である。

② 検討すべき視点

○ 大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムやライフスタイルを改革していくためには、取組を実践・実行していくという考え方が大切であり、そのような考え方での取組の目標を示す必要がある。

○ 日常生活や事業活動に環境への配慮を組み込んでいくためには、府民、事業者等の主体者自らの積極的な参加を大きく打ち出した考え方で目標を示す必要がある。

○ リサイクルの概念については、生産や廃棄といった社会経済活動の範囲だけで捉えるのではなく、水や大気といった自然の物質循環にまで広げた考え方で目標を示す必要がある。

○ 環境への負荷の少ない都市活動のあり方については、職住近接や物流拠点の適正配置が自動車交通量の軽減を促すなど、土地利用の視点から目標を示す必要がある。

○ 都市部における自然のあり方については、ビオトープ（生態系が維持できる多様な生物の生息空間）との関りなど、人と自然との共生という考え方で目標を示す必要がある。

③ 分野別の目標

○ 分野別の目標は、環境基本条例第7条の施策の基本方針を勘案しながら、いわゆる生活環境、自然環境、都市環境及び地球環境の4つの分野について、それぞれ具体的に目標を設定することが必要である。

○ 分野別の具体的な目標については、環境の要素別の目標として、環境の状況に関する目標、環境への負荷に関する目標、施策の事業量に関する目標等があり、これらについての検討が必要である。

○ 生活環境については、環境基準等を参考として、具体的な数値目標を掲げるとともに、リサイクル率など幅広く数値目標を設定する必要がある。

また、現時点で具体的な目標値の設定が困難な新規化学物質などについては、抽象的な表現であっても、環境保全上の支障をきたさないよう未然防止の考え方に立った目標設定が必要である。

○ 自然環境、都市環境、地球環境については、具体的な目標値の設定が困難なものが多いが、抽象的、定性的な表現であっても、可能な限り分かりやすい目標の設定が必要である。

例えば、都市環境の努力目標としては、「都市でのヒートアイランド現象の緩和」などが考えられる。

3. 施策の展開

① 基本となる視点

- 環境基本条例に示されている施策の基本方針の区分（いわゆる生活環境、自然環境、都市環境、地球環境）による4つの環境分野については、各々の間で明確な境界はなく、また、相互に重複する施策もあるが、環境総合計画は条例にその根拠を有しているため、便宜上、条例の4つの環境分野に沿って施策の体系化を図ることとする。
- 長期的な目標の実現に向けた施策の展開については、エネルギー、資源、水、緑など、4つの環境分野に横断的な関りを有する環境上の課題もあるため、これらの課題への対応に当たっては、各種施策の相互の有機的な連携を図り、総合的な視点での施策を展開することが必要である。

② 施策展開の視点

- 環境の保全と創造に関する施策の展開を図っていく際には、防災上の観点でも有効となるような方策の導入が重要である。
- 職住近接は都市交通における環境への負荷が少なく、地域エネルギーの効率化や防災等に有効であるなど、環境対策が十分になされた工場と住居の適正配置という考え方が必要である。
- 環境にやさしいライフスタイルや事業活動に向けて、府民、事業者等が受け身ではなく、主体となるよう働きかける施策展開の検討が必要である。

(1) 生活環境

（環境基本条例第7条第1号）

- 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康の保護及び生活環境の保全を図り、府民が健康で豊かな生活を享受できる社会を実現すること。

① 自動車公害

- 自動車に対する発生源対策を推進するとともに、自動車に依存しないライフスタイルの形成や、都市交通体系の適正な整備等による自動車に依存しない都市への誘導という考え方が重要である。
- 自動車公害対策は、公共交通機関の整備等による自動車交通量の抑制も必要である。この場合、経済的手段による誘導的手法なども考慮した総合的な取組が必要である。

② 廃棄物・リサイクル

- 生産・流通・消費等の社会経済活動の各段階で、廃棄物の発生を抑制し、適正なリサイクル、処理を推進するなど、経済社会システムにおける物質の循環を適切に促進し、環境への負荷を低減することが必要である。
- リサイクルを推進するためには、今日の廃棄物問題の背景にある「資源→生産→流通→消費→廃棄」という一方向の社会システムを転換し、「消費→回収→資源化・再生・処理」の流れを強化し、循環システムを確立する考え方が必要である。
また、地域の特性に応じた循環システムの構築に向けて、具体的な方策の検討が必要である。
- リサイクルについては、経済社会システムの中に取り込むことが重要であるが、そのためには、規制的手法だけではなく、事業者インセンティブを与えるような経済的手段による誘導的手法の検討も必要である。
- 容器包装廃棄物対策における消費者・事業者・行政のそれぞれが責任を分担するといった新たな仕組み等の導入を踏まえ、府レベルで取り組める施策を検討することが必要である。

③ 大気環境

- 自動車排出ガス対策や工場・事業場に対する排出規制及び削減指導等を推進する必要がある。

- ディーゼル車の排出ガス等による大気汚染について、汚染のメカニズムや健康影響等の知見の充実など、調査検討を進めることが必要である。
- 都市部でのヒートアイランド現象の緩和に向けた対策が必要である。
- エネルギー利用の面から大気環境への負荷を低減するよう、太陽エネルギー等の新エネルギーの普及や未利用エネルギーの有効活用など、バランスのとれた総合的な対応を検討する必要がある。
- 都市域における分散型エネルギーシステムの導入促進に当たっては、発生源の集中による環境汚染が生じないように配慮する必要がある。

④ 水環境

- 工場・事業場に対する排水規制や生活排水対策の推進を図ることが必要である。特に、生活排水対策については、下水道の整備はもとより、生活意識の向上に向けた取組が重要である。
- 貯留施設による雨水の利用や透水性舗装等による地下水のかん養など、水循環の回復に向けた対策が必要である。
- なぎさの創造や富栄養化防止など、総合的な大阪湾の水環境のあり方についての検討が必要である。

⑤ 地盤環境

- 地盤沈下、地下水汚染、土壌汚染といった地盤に係る問題を一体として捉え、総合的な対策のもとで地盤環境を良好な状態で保全していくことが必要である。
- 地下水などを貴重な資源として、適正な管理のもとでの持続的な活用や災害時での活用が図られるよう検討する必要がある。

⑥ 騒音・振動

- 自動車、新幹線鉄道等に対する発生源対策や沿道土地利用の適正化の促進を図るとともに、工場・事業場や建設作業に対する規制・指導を徹底する必要がある。

○ 騒音の環境状況を把握する評価方法として、技術的な問題もあるが、国際的に使用されているL_{eq}（等価騒音レベル）についての情報収集、調査検討が必要である。

○ 日常生活に伴って発生する生活騒音についての取組が必要である。

⑦ 化学物質

○ 多種多様な化学物質に対して、包括的な排出抑制手法の検討が必要である。

⑧ 電波障害等

○ 電波障害や日照障害などについて、生活環境の保全が図られるよう検討する必要がある。

(2) 自然環境

（環境基本条例第7条第2号）

○ 生態系の多様性の確保、希少な野生動植物の保護、貴重な自然環境の保全、森林、水辺地等における多様な自然環境の保全、回復及び活用、緑の創出、清らかな水環境の形成等を図り、自然と共生する豊かな環境を創造すること。

① 自然環境の保全・創出

○ 豊かな自然環境を確保するためには、自然環境の保全はもとより、多様な自然環境の復元や再生、さらには新たな自然環境の創出等の施策手法を総合的に検討することが必要である。

○ 開発に当たっての自然環境の復元や再生については、その周辺の自然状況に見合った形態にするという考え方が重要である。また、その場所における復元が困難な場合には、その代償措置を行うミティゲーションという考え方についても検討する必要がある。

- 美しい農村環境や林業地などは、身近な自然とのふれあいの場であり、その保全・活用について検討する必要がある。

② ビオトープ

- 自然度の高い林や河川など、現存するビオトープについて把握に努める必要がある。
- ビオトープは、点から線、そして面の形で、水と緑のネットワークを意図的に形成することが必要である。
- 府民の理解を深めるため、公共事業等に際してのビオトープの創出に向けた手法を示していく必要がある。

③ 水辺環境の形成

- 河川、ため池、海辺等の水辺環境の整備について、人と自然とのふれあいの場という視点での検討が必要である。特に、河川等の持つ豊かな自然環境と美しい景観を活かす整備方策の検討が必要である。

(3) 都市環境

(環境基本条例第7条第3号)

- 水や緑に親しむことができる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全及び活用による歴史的文化的環境の形成等を図り、文化と伝統の香り高い環境を創造すること。

① 安全なまちづくり

- 災害に強い都市づくりなど、安全なまちづくりという観点からの検討が必要である。

② 都市空間の整備

- ゆとりと潤いのある都市空間を創出するため、適切な規制・誘導方策が必要である。特に、水と緑豊かな質の高い公園の整備が必要である。
- 潤いと安らぎのある都市空間として、また、防災面やヒートアイランド現象の対策として、公園の果たす役割は大きく、歩いて行ける範囲に散在するよう、多様な公園を整備する考え方が必要である。
- 地域と密着した公園は、日常的には、ふれあいやレクリエーションなどに寄与することから、府民参加による公園の維持が重要であり、このことが災害時においても避難場所や防災活動などに有用であるという考え方で検討する必要がある。

③ 水辺環境の整備

- 都市域における水辺環境に、ビオトープの創出を目指すことが必要である。また、河川等を府民の身近な水辺環境として復活させる施策の検討が必要である。

④ 市街地の緑化

- 市街地の緑化を推進するため、新たな誘導的手法やルールづくりの検討が必要である。

⑤ 美しい景観の形成

- 地域の個性を活かした美しい景観を形成するため、府民参加を支援するような誘導的施策とともに、規制的な施策の充実を図ることが必要である。
また、公共団体が先導的に景観形成を図るため、公共建築等の創意と工夫に富んだ美しい施設づくりを進めていくことが必要である。

⑥ 文化財の保全

- 歴史的文化的遺産を単独で保存するだけでなく、周囲の緑等の自然環境も含

めた一体的な保存・活用を図り、また、地域の個性化を醸成する環境づくりとして捉えた施策を推進することが必要である。

○ 府民の文化財に対する理解と認識を深めるよう、普及啓発の拠点づくりとして、博物館の整備促進が必要である。

○ 防災面にも配慮しつつ、文化財の保護、歴史的景観の保全を図っていくことが必要である。

(4) 地球環境

(環境基本条例第7条第4号)

○ 廃棄物の減量、資源及びエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用等が徹底される社会の構築、環境の保全に関する技術等の蓄積の活用等を図り、地球環境保全に資する環境に優しい社会を創造すること。

① 地球環境問題への取組

○ 地球環境問題に対応していくためには、身近な環境を守ることが地球環境の保全につながるという認識に立って、地域に根ざした環境保全活動等から実践的に取り組まれることが重要である。

○ 硫黄酸化物や窒素酸化物等による大気汚染及び化学物質による河川・海洋汚染の国境を越えた拡散、あるいは有害廃棄物の越境移動などは、地球規模の汚染につながるものであり、こうした問題については、自ら環境を守るという立場から、放置できない問題という姿勢も必要である。

② 国際環境協力の推進

○ 国際環境協力を推進するため、姉妹都市等に対して、府の蓄積された公害防止等の技術やノウハウを活かして、汚染の未然防止に関する国際的な情報交換、技術移転を積極的に提言し、そのための研修の場を提供することが必要である。
技術移転の際には、現場にふさわしい維持管理の容易な技術が望ましい。

○ 環境問題の対応策に地域差がある場合、事業者は規制等の厳しくない地域へ事業活動の拠点を移すという事態が考えられるため、国際的にも地域差が生じないような合意形成が必要である。

4. 計画の効果的な推進

① 基本となる視点

- 3に掲げた個々の施策等を効果的に推進するため、環境影響評価や環境教育等の環境の保全と創造に係る共通の基盤的な施策の推進が重要であり、また、計画を効果的に推進するため、社会的な合意のもとでの諸施策の展開や計画の適切な進行管理が重要である。

② 環境影響評価制度の検討

- 環境影響評価制度は、環境の保全と創造を図るうえで重要な施策手法である。環境影響評価制度について、環境に関する計画の具体的な目標を指標として用い、複数の事業の実施に伴う環境への影響を総合的に評価する技術的手法の確立が必要である。また、情報の公開や住民参加など、手続き、手法等の面での検討が必要である。

③ 環境教育・学習の推進

- 物質的な豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方を問い直し、環境への負荷の少ないライフスタイルや経済社会システムを実現するためには、人々の意識や価値観の変革が必要であり、そのためには環境教育・学習の推進が重要である。
- 幼稚園から大学までの各ステージにあわせた環境教育の推進や、職場や地域等の多様な場における環境学習の機会の提供等が必要である。
- 環境教育の指導者に対する研修の実施や教材・手法等の提供を進めるとともに、効果的な環境教育の手法について検討する必要がある。

④ 環境に関する情報

- 環境教育・学習や自発的な環境保全活動の促進等を積極的に進めるため、様々なニーズに対応した環境に関する情報を適切に提供するとともに、環境に関する種々の意見を吸い上げ、あるいは身近に相談できるシステムの確立に向けた検討が必要である。

○ コンピューターネットワークを活用するとともに、容易にアクセスできる環境情報のデータベース化を図ることが重要である。

○ 府民が身近に環境情報を収集できる総合的な環境センターの設置を検討する必要がある。

⑤ 監視・調査・研究

○ 科学的知見の充実が必要な化学物質等の環境汚染に対して、適切な監視・調査手法を検討しておく必要がある。

○ 環境の保全と創造に資する技術などについて、その開発と活用を図るため、調査・研究を進める必要がある。

⑥ 府民の主体的な参加

○ 府民は環境の恵みを享受するだけではなく、主体的に環境を創るという立場から、身近な環境に興味を持てるシステムや環境保全活動に参加するシステムを自らが構築するよう、施策を展開する必要がある。

○ 消費者に対して環境に配慮した消費行動を促すため、消費者が主体的に消費行動の変革を進めていくよう、そのための啓発を推進するとともに、消費生活センター等の関連組織との連携・活用を図ることが必要である。

⑦ 新たな施策手法の活用

○ 都市・生活型公害や地球環境問題など、今日的な環境問題に効果的に対応するため、規制的手法だけでなく、経済的手段による誘導的手法、環境教育など多様な施策手法を適切に組み合わせ活用することが必要である。

○ 環境に関する社会的コストを価格機能を通じて市場経済に内部化（「外部不経済の内部化」）することは、経済社会システムやライフスタイルの変革を促し、環境への負荷を低減する有効な手法であり、この具体的な検討が必要である。

- 事業者が環境に配慮して事業活動に取り組むための手法についての検討が必要である。また、環境管理システムの構築やレスポンシブルケア（例えば、化学物質の全ライフサイクルにわたって環境・安全を確保する自主管理活動）に対する事業者の取組について、これを助長する積極的な支援方策が必要である。
- 開発による自然環境への影響については、代償措置としてのミティゲーションの考え方についても検討する必要がある。

⑧ 社会的合意

- 「外部不経済の内部化」により、商品等の価格が上昇することがあるが、これを適正な負担として受け入れられるような意識改革が必要である。
- エネルギーや資源の節約、ごみの減量化や環境への負荷が少ない商品の選択など、量的・質的なライフスタイルの転換に向けた意識改革が必要である。

⑨ 指標の設定

- 計画に掲げられた施策を効果的に実施するためには、環境に関する総合的な指標が必要であり、このため、環境総合指標等の調査検討が必要である。

⑩ 各種施策の連携等

- 長期的な目標を実現するため、府は、総合的な視点に立った施策の推進が必要であり、このため、部局の枠組みを越えた相互の連携が必要である。また、事業者・消費者としての環境の保全と創造に関する行動を率先して実行することが望まれる。
- 計画を着実に進めるためには、財政的な裏付けが必要であり、特に、環境の保全と創造に向けた新たな取組に対する経費や環境保全活動を支援する基金などの充実が必要である。
- 市町村は、地域の自然的社会的条件に応じた諸施策の展開を図っているが、府は、市町村間の連携を図り、総合的な調整を進める立場から、市町村への各種支援方策についても検討が必要である。

○ 広域的な環境問題に取り組むため、国や近隣府県等との連携が必要であり、また、府の国際社会に占める地位に応じて、開発途上国等との国際的な連携を図る必要がある。

⑪ 計画の進行管理・見直し

○ 計画の進捗状況の把握や進行管理を行うためのシステムの構築が必要である。

○ 府域の将来における人口動態や産業動向等の社会指標が改められた場合には、速やかに計画を見直すことが必要であり、そのための調査研究が必要である。

附 帯 意 見

環境総合計画の策定に当たっては、策定後の計画推進に際して広く府民の理解と協力を得る必要があることから、その策定段階で、説明会の開催などを通じて計画案の周知を図るとともに、幅広い府民の意見を聴取することにより、充実した計画となるよう努めること。

《 参 考 資 料 》

1. 大阪府環境審議会における審議経過

開催日	審 議 経 過
平成7年2月 1日	環境審議会 ・知事からの諮問 ・環境総合計画専門委員会の設置
平成7年3月24日	第1回環境総合計画専門委員会 ・各種事例調査結果について
平成7年7月26日	第2回環境総合計画専門委員会 ・専門委員会の意見整理について
平成7年8月22日	第3回環境総合計画専門委員会 ・環境総合計画専門委員会報告(案)について
平成7年9月14日	環境審議会 ・環境総合計画専門委員会報告について ・専門委員会報告をもとに答申することを了承

2. 大阪府環境審議会委員

平成7年9月14日現在
(五十音順・敬称略)

(1) 学識経験のある者

会長代理	矢中	吹馬	萬一	壽郎	(大阪府立大学名誉教授 [環境調節工学])
	秋中	山田	一文	一郎	(藍野学短期大学学長 [生理学])
	芦生	間田	文忠	治夫	(毎日新聞大阪本社経済部長)
	池井	田田	時敏	夫雄	(日本労働組合同業団体中央会副会長)
	國近	則藤	和有	光光	(大阪府中小企業団体の会長)
	鈴須	木田	登雅	子代	(関西大学教授 [行政法])
	須田	中井	善政	臣次	(大阪府立大学教授 [環境工学])
	坪中	澤村	忠政	勝明	(大阪女子大学助教授 [植物生理生態])
	中難	波岡	珍禮	彦郎	(大阪女子大学教授 [生化学])
	平前	田井	次一	次勝	(大阪大学名誉教授 [衛生化学])
	政又	野金	精正	昭道	(大阪教育大学教授 [環境科学])
	萬宮	前山	英孝	子子	(大阪府漁業協同組合連合会代表理事)
		山口	淳映	子子	(大阪府工業協会副会長)
		山田	保	子子	(読売新聞大阪本社編集局科学部長)
		山山	百合	子子	(大谷女子大学教授 [日本史])
		山吉	子子	子子	(大阪大学教授 [音響心理学])
		若林	子子	子子	(京都大学名誉教授 [衛生工学])
			子子	子子	(大阪府立大学経済学部長 [経営科学])
			子子	子子	(朝日新聞論説委員)
			子子	子子	(財団法人日本野鳥の会大阪支部会員)
			子子	子子	(消費生活コンサルタント)
			子子	子子	(株式会社スペースビジョン研究所代表取締役 [造園・環境デザイン])
			子子	子子	(日本労働組合同業連合会大阪府連合会女性委員会副委員長)
			子子	子子	(大阪府農業会議会長)
			子子	子子	(社団法人大阪府薬剤師会理事)
			子子	子子	(産業経済新聞編集局長兼社会部長)
			子子	子子	(社団法人大阪府医師会副会長)

(2) 府議会議員

朝東北中杉杉西阿	倉川	秀	実	(自由民主党)
	沢	イ	武	(自由民主党)
	本	ツ	一郎	(自由民主党)
	本	セ	武	(公明)
	野	一	志	(公明)
	部	太	茂	(日本社会党・府民連合)
		弘	行	(新進・府民クラブ)
		誠		(日本共産)

(3) 市町村長

西原林喜寺堀清南	尾	正	也	(大阪市長)
			昇	(岸和田市長)
			實	(豊中市市長)
			三	(守口市市長)
			宏	(高石市長)
			雄	(藤井寺市長)
			正	(東大阪市長)
				(豊能町長)

(4) 関係地方行政機関の長

大岩長中武脇	島田光山林	綏満正靖郁雅	子泰純之二史	(近畿農政局長) (近畿通商産業局長) (近畿運輸局長) (第三港湾建設局長) (第五管区海上保安本部長) (近畿地方建設局長)
--------	-------	--------	--------	---

〔旧委員〕

故	山横長奥米小宮橋友楠森稲	本倉田田川原本兼木永垣	万廉義康英眞 鋼郁行正紘	年幸明司一澄威郎夫雄彬史	(前大阪府議会議議員) (大阪府議会議議員) (大阪府議会議議員) (大阪府議会議議員) (大阪府議会議議員) (大阪府議会議議員) (前近畿地方建設局長) (前第五管区海上保安本部長) (前近畿運輸局長) (前近畿農政局長) (前第三港湾建設局長)	平成7年4月13日 平成7年5月31日 平成7年5月31日 平成7年5月31日 平成7年5月31日 平成7年5月31日 平成7年5月31日 平成7年6月20日 平成7年6月22日 平成7年6月30日 平成7年7月6日 平成7年7月31日	ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま
---	--------------	-------------	--------------	--------------	---	---	---

3. 大阪府環境審議会環境総合計画専門委員会委員

○ 審議会の委員のうち、専門分野の学識経験者で構成

委員長	長代理	中近池池井國鈴中難平前又萬宮	馬藤田田田則木村波岡田野金前	一雅敏有和登善 精正英淳映保	郎臣雄光子代次浩郎勝昭子子	(藍野学院短期大学学長〔生理学〕) (大阪大学名誉教授〔衛生化学〕) (関西大学教授〔行政法〕) (大阪府立大学教授〔環境工学〕) (大阪女子大学助教授〔植物生理生態学〕) (大阪女子大学教授〔生化学〕) (大阪教育大学教授〔環境科学教育〕) (大谷女子大学教授〔日本史学〕) (大阪大学教授〔音響心理学〕) (京都大学名誉教授〔衛生工学〕) (大阪府立大学経済学部長〔経営科学〕) (財団法人日本野鳥の会大阪支部会員) (消費生活コンサルタント) (株式会社スペースビジョン研究所 代表取締役〔造園・環境デザイン〕)
-----	-----	----------------	----------------	----------------	---------------	---

